

令和5年第4回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月27日(水) 午前9時30分～午前9時48分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 18名

会長	19番	今田邦彦			
会長職務代理	18番	畑雄二			
委員	1番	澁谷英昭	2番	白木義一	
	3番	森良明	4番	太田秀樹	
	5番	貞廣樹良	6番	鈴木孝典	
	7番	高橋修	8番	吉田彰	
	9番	長谷川彰徳	10番	赤澤良一	
	11番	柏葉政良	12番	岩間秀一	
	13番	中澤裕幸	14番	齊藤良平	
	15番	峯崎光行	17番	伊藤貢三	

欠席委員(1名) 16番 田中政幸

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長江農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 報告第1号 農地法第5条第1の規定による許可証交付の件
 - 第5 議案第15号 現況証明願の件
 - 第6 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第7 議案第17号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

令和5年第4回農業委員会総会

議長

ただいまより、令和5年第4回美唄市農業委員会総会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。

議席番号16番田中政幸委員は都合により欠席いたします。

つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、議席番号1番澁谷英昭委員、17番伊藤貢三委員を指名いたします。

つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。

つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。

ご質問ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。

つぎに、日程の第4、報告第1号、農地法第5条第1項の規定による許可証交付報告の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました報告第1号、農地法第5条第1項の規定による許可証交付報告の件についてご説明いたします。

このことについて、令和5年2月28日に開催された第2回総会において、「許可相当」と判断いただきました転用案件について、北海道農業会議へ意見聴取を行い、「許可相当」との回答がありましたので、申請者に対し令和5年4月1日付けで許可証を交付しましたので、ご報告いたします。以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明があった農地法第5条第1項の規定による許可証交付報告の件について、質疑を行います。

これに、ご質問ございませんか。

委員 議長	(なしの声) ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。
長江係長	つぎに、日程の第5、議案第15号、現況証明願の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第15号現況証明願の件についてご説明いたします。 このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。調査員につきましては、岩間委員を主任とする、澁谷委員、森委員の3名により4月11日に現地調査を行いました。 申請理由は、地目変更登記のためです。 (議案朗読省略) なお、調査場所につきましては議案第15号資料のとおりとなっております。
議長	以上で説明を終わります。 事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、岩間委員から説明願います。
岩間委員	4月11日に私と澁谷委員・森委員の3名で現地調査を行いました。
議長	調査地については、農地として使用されていないため、農地・採草放牧地以外と判断しました。 以上で調査経過の説明を終わります。
委員 議長	ただいま、説明があった現況証明願の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。 つぎに、日程の第6、議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。
山下次長	事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。 このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。

これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第16号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明があった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり許可することに決定をいたします。

つぎに、日程の第7、議案第17号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。

番号1番の審議を行いますので、中澤裕幸委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。

(中澤裕幸委員 一時退席)

事務局から番号1番について、説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました議案第17号旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。

利用権の設定の種類は賃借権設定です。

(議案朗読省略)

個人が利用権の設定等を受けるものであり、15ページ別添1調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第17号資料番号1番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につ

		きましては4月27日を予定しております。 以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番について質疑を行います。
委	員	これに、ご異議ございませんか。
議	長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。 少々お待ちください。 (中澤裕幸委員 着席)
長江係長		引き続き、事務局から番号1番以外について説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第17号、番号1番以外についてご説明いたします。 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。 利用権の設定の種類は番号2番、3番は所有権移転、4番から20番は賃借権設定です。 (議案朗読省略) 番号2番から18番、20番は個人が利用権の設定等を受けるものであり、15ページ別添1調査書、番号19番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、16ページ別添2調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 場所につきましては、議案第17号資料番号2番から20番のとおりととなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては4月27日を予定しております。 以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番以外について質疑を行います。
委	員	これに、ご異議ございませんか。
議	長	(なしの声) ご異議なしと認めます。

議 長

よって原案のとおり決定をいたします。
以上をもちまして、第４回農業委員会総会は閉会いたします。